

広報家畜衛生

平成30年1月4日発行
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225
家畜保健衛生所ホームページURL
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannoka/ta/sangvo/chikusangvo/2014022000090/>

抗菌剤の慎重使用に努めましょう！！



抗菌剤は、畜産分野において家畜の病気の治療に使用（動物用医薬品）されるとともに、健全な発育促進のため飼料にも添加（飼料添加物）されています。

家畜への抗菌剤の使用によりその抗菌性物質に感受性を持つ細菌が増殖できない一方、薬剤耐性菌は生き残り増えることがあります。

薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、食品等を介して人に伝播し、人の治療を困難にすることが懸念されます。

そのため、抗菌剤の慎重使用に取り組むことが重要となってきます。

抗菌剤の慎重使用の具体的な取り組みや使用基準等について、別紙リーフレットを参考に畜産農家、獣医師等関係者が連携して抗菌剤の慎重使用等に努めてください。



特にセフキシム製剤は、人の医療上極めて重要な第3世代セファロスポリンの抗菌剤であり、薬剤耐性菌となるリスクを低減させるため第二次選択薬として慎重使用を徹底ください。

牛及び豚に使用するセフキシム製剤のより一層の慎重使用の徹底

- 1 第一次選択薬が無効の場合にのみ、第二次選択薬としてセフキシム製剤の使用を検討すること
- 2 治療対象となる細菌の薬剤感受性試験を行い、セフキシム製剤に対する感受性を確認すること
- 3 承認された用法・用量、効能又は効果に基づき、必要最小限の期間の投与とすること
- 4 投与後一定期間内に治療効果を判定し、効果が見られない場合には、獣医師の判断により使用する薬剤を変更すること

輸入飼料を給与した牛に由来する堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください

海外で使用された農薬の成分（クロピラリド）が含まれた飼料が家畜に給与された場合、堆肥を通じて、トマト、スイートピー等園芸作物やマメ科牧草等の生育に障害を起こす可能性があります。

詳しくは、別紙リーフレットをご参照ください。

別紙リーフレット

- ~生産者（獣医師）の皆さん、抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の皆様の信頼に答えましょう！~
- 抗菌剤・駆虫薬は使用基準を守り、正しく使いましょう
- 飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて（牛・豚農家のみ添付）
- 鶏の害虫駆除には承認された動物用医薬品を正しく使いましょう！（養鶏農家のみ添付）
- 輸入飼料を給与した牛に由来する堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください！（牛・豚農家のみ添付）